

空白ページを省略しておりますので、資料記載のページ番号と PDF 表示のページ番号が合わないことがあります。ご了承ください。

第 1 回藤沢市総合計画審議会

と き 2009年（平成21年）8月2日（日）
午前10時～正午
ところ 藤沢市総合防災センター6階 第1会議室

次 第

（委員委嘱式）

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議事
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 副会長の選出について
 - (3) 諮問
 - (4) 会議の公開について
 - (5) 新総合計画策定の基本的な考え方について
 - (6) 藤沢市の現況について
 - (7) 今後の予定について
 - (8) その他
- 5 その他

書記（事務局）
藤沢市経営企画部経営企画課
電 話 （0466）50-3502
ファクス （0466）50-8402
e-mail kikaku@city.fujisawa.kanagawa.jp

藤沢市総合計画審議会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	選出団体等	分野
市議会 (5人)	加藤 なを子	日本共産党藤沢市議会議員団	
	原 輝雄	さつき会	
	佐賀 和樹	ふじさわ自民党	
	渡辺 光雄	かわせみ会	
	塚本 昌紀	藤沢市公明党	
学識経験者 (12人)	曾根 泰教	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授兼総合政策学部教授	政治学・政策分析論
	川島 一明	日本大学生物資源科学部教授	教育学・スポーツ
	広海 十朗	日本大学生物資源科学部教授	自然環境
	小松 加代子	多摩大学グローバルスタディーズ学部准教授	ジェンダー
	海老沼 康光	湘南工科大学工学部教授	環境政策
	佐野 尚見	パナソニック株式会社顧問(前副社長)	企業経営
	石井 あゆ子	元北海道庁職員	地方自治
	玉村 雅敏	慶應義塾大学総合政策学部准教授	公共経営・コミュニティ論
	古谷 知之	慶應義塾大学総合政策学部准教授	都市交通・都市観光・都市計画
	植原 啓介	慶應義塾大学環境情報学部准教授	情報通信
	秋山 美紀	慶應義塾大学総合政策学部専任講師	地域医療・保健・福祉
	東海林 祐子	慶應義塾大学総合政策学部専任講師	人材育成・子育て支援
関係業界団体 (5名)	吉田 正志	湘南地域連合副議長	労働
	田中 正明	藤沢商工会議所副会頭	経済
	杵淵 業明	藤沢青年会議所監事	経済
	武内 鉄夫	藤沢医師会会長	医療
	神崎 治久	さがみ農業協同組合藤沢地区運営副委員長	農業
関係行政機関 (1名)	島津 直美	湘南地域県政総合センター所長	
市職員 (1名)	新井 信行	副市長	

議事 1

会長の選出について

議事 2

副会長の選出について

議事 3

諮 問

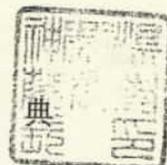
2009年8月2日
(平成21年)



藤沢市総合計画審議会
会 長 様

8 専 断

藤 沢 市 長
海 老 根 靖



問 答

藤沢市新総合計画について（諮問）

藤沢市新総合計画を策定したいので、その基本構想及び基本計画について、貴審議会に諮問します。

以 上

議事 4

会議の公開について

会議の公開について（案）

会議については、原則として公開とする。

参考 藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）（抜粋）
（会議の公開）

第29条 実施機関に置く附属機関及びこれに準ずるものは、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 会議の内容が非公開情報に係るものである場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

参考 藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱（抜粋）
（非公開の決定）

第4条 審議会等の長は、当該審議会等に諮って、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第5条 審議会等の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認める者の定員を定めなければならない。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 4 審議会等は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

「藤沢市総合計画審議会」 の傍聴要領について

傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、関係の係員に申し出て、係員の指示に従い入場してください。

傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- 1 会長の指示に従い、静穏に傍聴すること。
- 2 会議場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 3 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- 4 他の傍聴者の迷惑になるような行動をしないこと。
- 5 会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- 6 その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

会場の秩序維持

傍聴者がこの要領に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。

議事 5

新総合計画策定の基本的な考え方について

新総合計画策定の基本的な考え方について

1 新総合計画の必要性

「ふじさわ総合計画2020」の策定以降、本市を取り巻く社会環境や経済状況、産業構造や住民意識などが大きく変貌を遂げており、想定しえなかった事態も次々と発生しています。また、社会構造も成長社会から成熟社会への急激な変化が進み、価値観の多様化や社会の複雑化から「新しい地域経営」「新しい公共経営」を構築する時期が到来しています。

これらの状況を踏まえ、本市が目指すべき都市ビジョンや基本理念、施策の体系など、本市の「新しい都市経営システム」を再構築し、「一生住み続けたいまち 湘南藤沢」の実現を図るため、新総合計画（基本構想、基本計画及び実施計画）の策定を行うものです。

2 新総合計画の構成

(1) 策定期間・計画期間

ア 策定期間

急激な社会の変化に対応し得る「新しい都市経営システム」の具体化として、基本構想、基本計画及び実施計画を2年間（平成21年度～22年度）で策定します。

イ 計画期間

基本構想は20年（2011年度～2030年度）、基本計画は12年（2011年度～2022年度、3年ごとのローリング）、実施計画は3年（毎年のローリング）とします。

ローリングは、財政計画、マニフェスト進行管理、行政評価等との関係を踏まえて実施します。

(2) 地域まちづくりとの連携

地域完結型のまちづくりを「地域経営会議」や市民と連携して推進するために、新総合計画の理念・目標などを共有しつつ、各地域の特徴を

反映した「地域まちづくり計画」を基本計画へ位置づけるとともに、地域経営会議が主体となって「地域経営実施計画（13地区別まちづくり実施計画）」を策定し、行政が策定する実施計画との分担と協働を進めます。

3 新総合計画策定の仕組み

(1) 市民と行政等が共有する新総合計画

本市の「新しい都市経営システム」を示した新総合計画を市民と行政等が共有し、まちづくりに親しみと関心を持ってもらうことを前提に、協働のまちづくりを推進していくための計画とします。

(2) 総合計画審議会と新たな市民参加の仕組み

ア 新総合計画の両輪

「市民力」「地域力」による市民目線でのまちづくりを推進するため、「行政」と「市民」の両輪によって新総合計画づくりを進めていきます。

イ 三層構造

「総合計画審議会」と「地域経営戦略100人委員会・地域経営会議」及び「市民1000人討論」の三層構造によって新総合計画づくりを進めていきます。

(ア) 総合計画審議会

総合計画審議会は、地域と市民からの意見や提案について、地域経営戦略100人委員会との合同協議、市民1000人討論、パブリックコメントなどを踏まえ、総合的専門的視点から基本構想及び基本計画を取りまとめます。なお、議論及び答申に当たり、活発な議論が可能な委員数で構成します。(24名)

(イ) 地域経営戦略100人委員会・地域経営会議

「地域経営戦略100人委員会」は、各地区の地域経営会議からの委員66名及び子育て・教育、安全・安心、福祉・医療、環境、産業、共生、芸術・文化・スポーツ・地域コミュニティ、学生・外

国人の領域などからの市民公募委員 34名の合計 100人を選任します。

運営は、まちづくりコーディネーター（5名）で担当し、基本構想、基本計画などの意見提案や、総合計画審議会との合同協議により、市民の意見を計画づくりに反映させます。

地域経営会議は、基本構想、基本計画についての議論を深め、地域経営戦略 100人委員会に意見・提案を行うとともに、基本構想及び基本計画を踏まえ、地域経営実施計画（13地区別まちづくり実施計画）を策定します。

(ウ) 市民 1000人討論

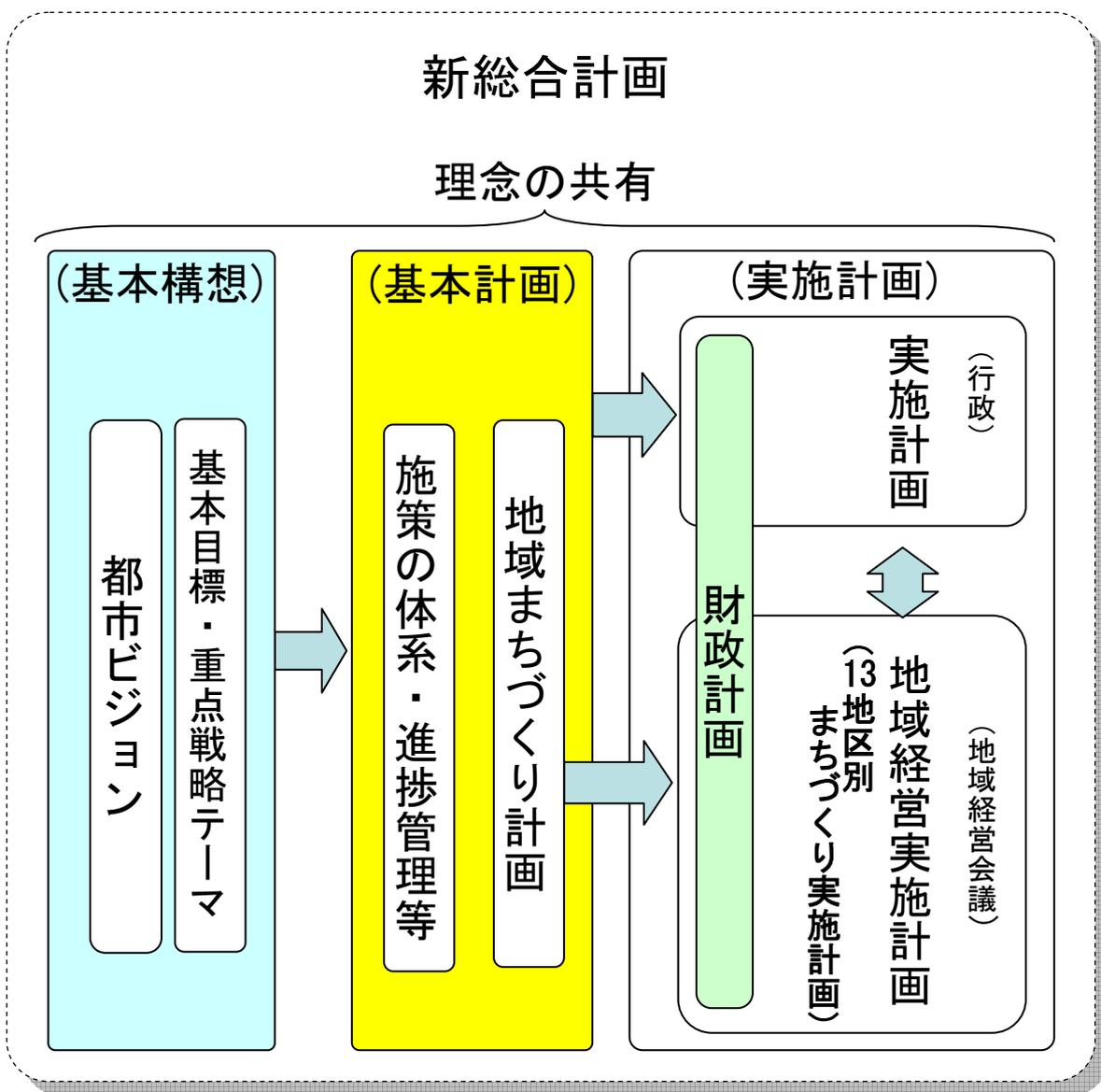
市民の皆様にも市政について関心を持っていただくとともに、より広範囲な市民層の声を新総合計画に反映していくため、地区別年代別男女別に無作為抽出した市民による 1000人調査と 200人討論（市民 1000人討論）での意見収集を行います。

(3) 職員全員参加による計画づくり

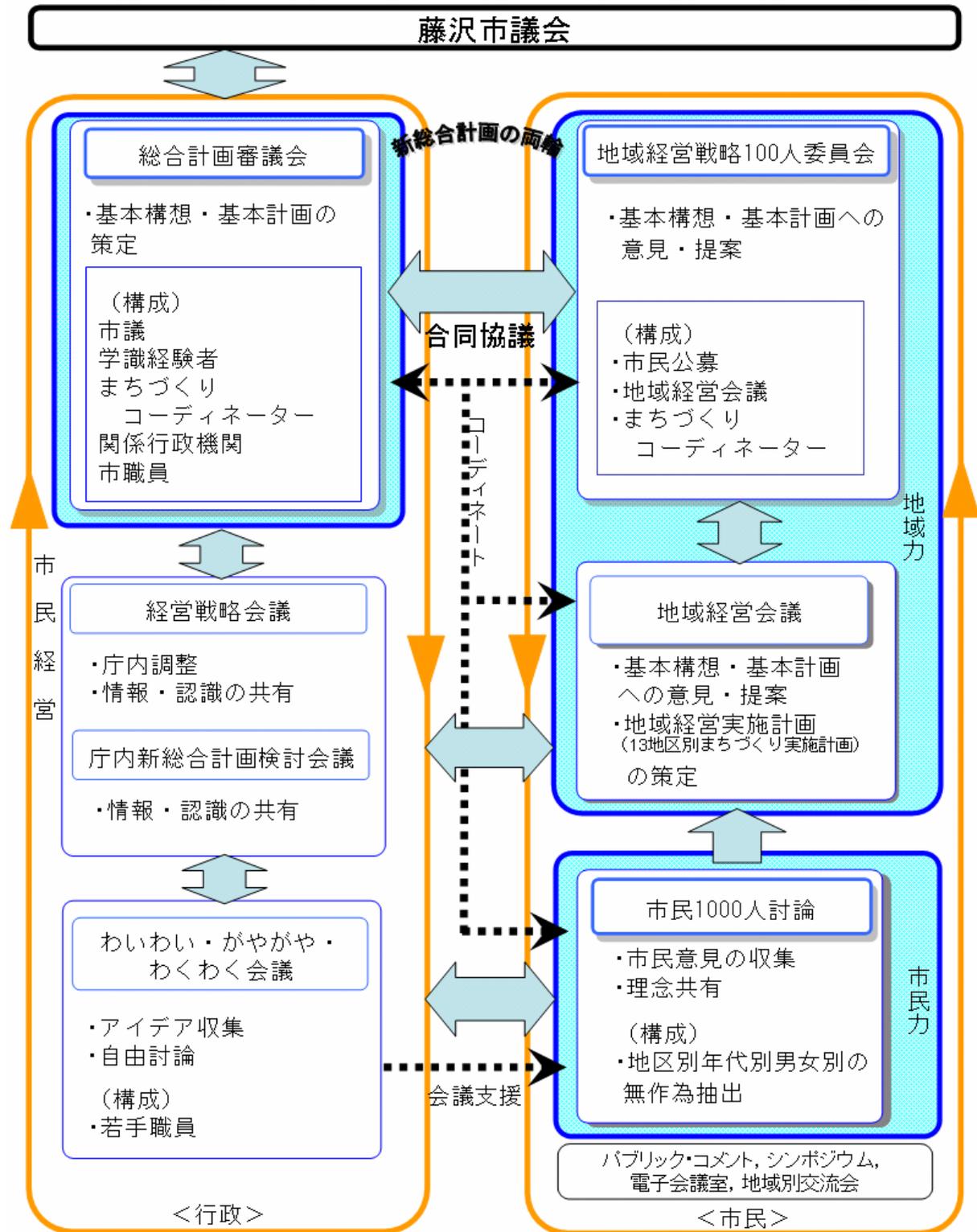
職員の全員参加により新総合計画を検討するため、「庁内新総合計画検討会議」と「わいわい・がやがや・わくわく会議」などを設置します。

わいわい・がやがや・わくわく会議では、次世代を担う若手職員を中心に自由闊達な議論を目標とするとともに、市民 1000人討論の運営の補助を担当します。

(参考) 計画の構成と連携概念図



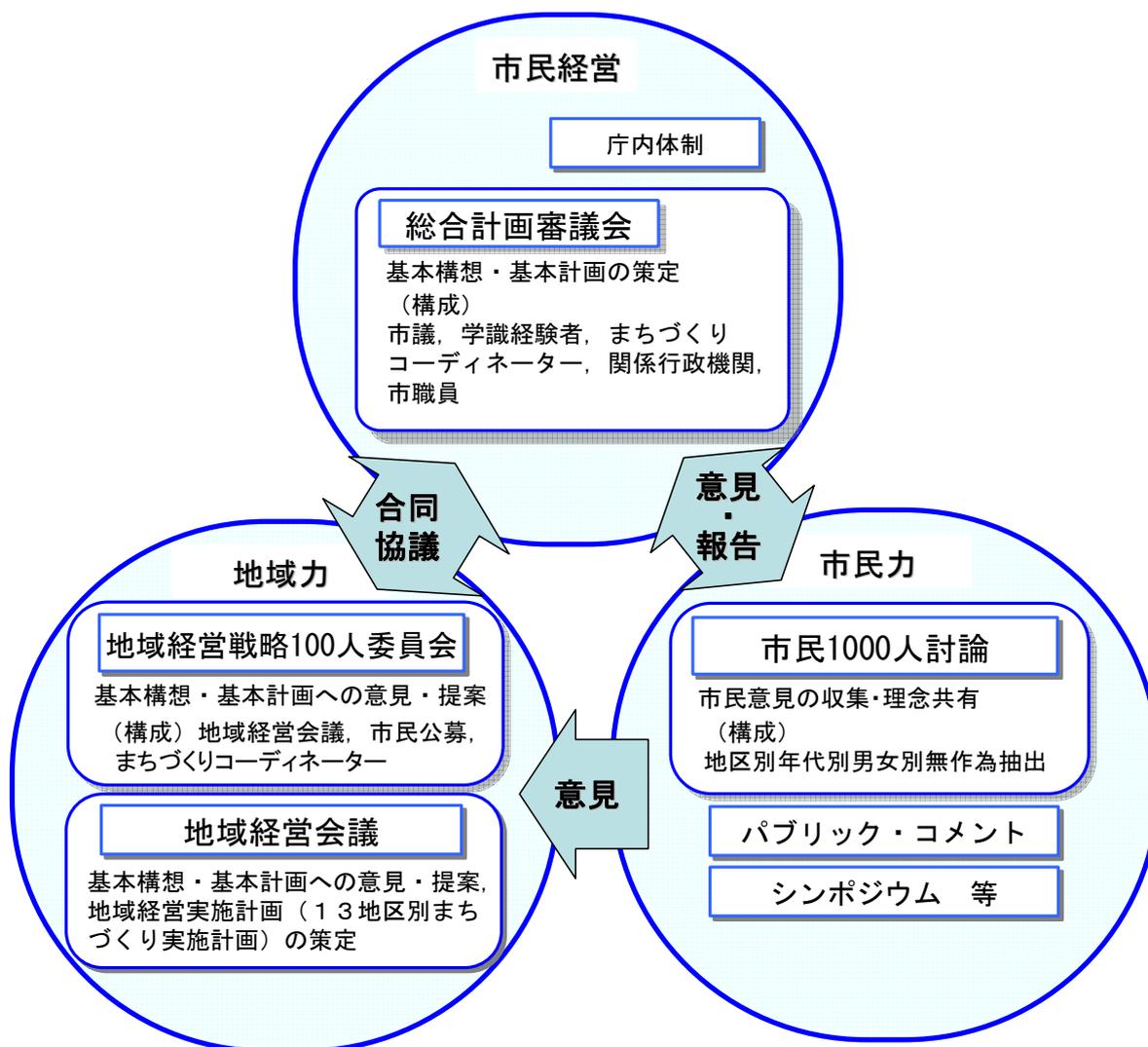
(参考) 策定組織概念図



※ 「新総合計画の両輪」とは、<行政>と<市民>が協働、連携して総合計画を策定することをいいます。

※ 「三層構造」とは、「総合計画審議会」「地域経営戦略100人委員会・地域経営会議」「市民1000人討論」の会議体の構成をいいます。

(参考) 新総合計画策定に係わる三層構造の概念図



新たな行政経営の視点と新総合計画の策定について

社会経済情勢の変化に対応し、顧客満足度の向上を図るため、従前の公共サービスの概念をスクラップ・アンド・ビルドし、市民力・地域力の発揮される新たな行政経営を、次の視点により進めなければならない。

そのため、新総合計画の策定に当たっては、あらゆる場面において、これらの視点に照らし合わせ、20年先の将来ビジョンを描きつつ活動するものとする。

I 市民目線の視点

1 持続可能な都市形成の視点

サステナブル・シティとして、少子高齢化社会、環境配慮型社会の到来に向け、社会的に援助が必要な市民、次世代の市民にとっても住み続けたいまちとなるための視点

2 市民本位の行政改革の視点

顧客主義を確立し顧客満足度の向上を図るためには、アウトプットではなくアウトカムを重視した成果主義を前提に、市民力、地域力、民業等との相関と市場メカニズムの活用を図る視点

II 市民力・地域力の視点

3 地域分権の視点

市民力、地域力の発揮される、地域でできることは地域の自主自立に基づき実施される地域完結型まちづくりの視点

4 市民経営推進の視点

地域経営会議を中心にして、市民力、地域力を発揮し、地域の文化・歴史・資源を活かして、地域毎に個性とうるおいのあるまちづくりを推進するため、地域への予算、権限の委譲と行政事務の簡素効率化を推進する視点

III 小さな地方政府の視点

5 財政資源の視点

就労人口、就労率の減少、経済成長の終焉に伴い、財政状況が遞減することを踏まえ、限られた財政資源を有効かつ適正に執行する視点

6 行政と市民・民間によるパートナーシップの視点

市民・NPO・民間等の知恵と力を借りながら、行政と民間とのパートナーシップを強化し、それぞれが持つ資源やノウハウを活用して新しい公共を形づくる視点

7 広域連携の視点

地方分権等の動向を踏まえ、広域的視点に立って、行政サービスのスケールメリットを活用するため、サービスの共同利用、共通課題及び広域交通ネットワーク等広域的処理事項の共同実施を推進する視点

8 社会資本の維持管理の視点

公共施設，道路，下水道設備等の社会資本に対し，将来負担を考慮し，新たな維持管理手法等によるマネジメントを推進する視点

9 マニフェストと総合計画の連携の視点

マニフェスト事業を確実に実施し，総合計画との一体化を図るため，これらの視点に，総合的横断的な観点を加え，事業効果の一層の向上を図る視点

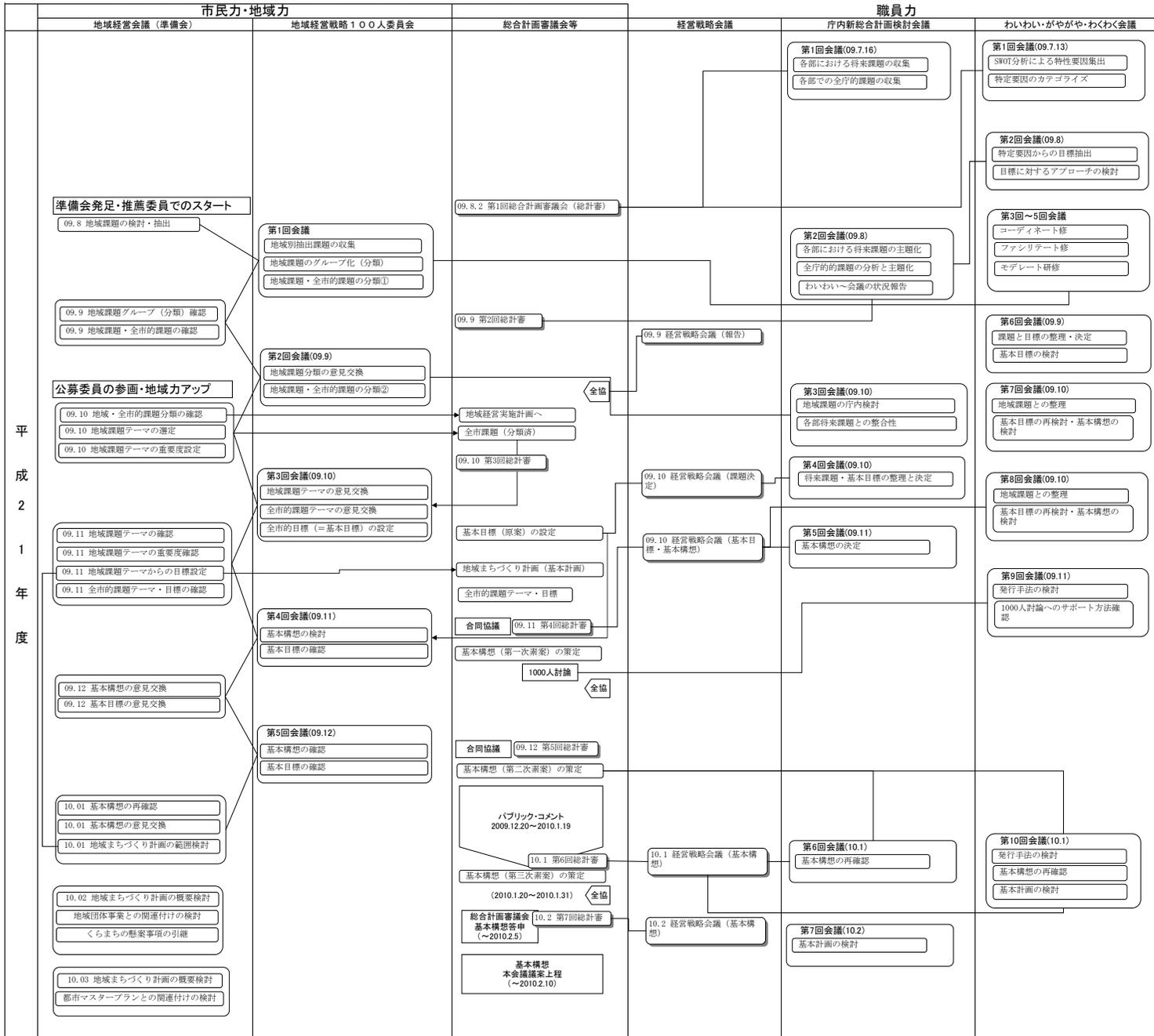
IV 行政システム及び財政の視点

10 地域内分権と本庁業務のあり方に関する視点（本庁業務の市民センター等への移管）

地域経営会議による，地域主体のまちづくりを進めるための予算と権限の委譲に伴い，市民サービスの向上と効率化の視点に立った，市民センター等出先機関への業務移管，定員，組織等に関する本庁業務執行体制との関係性の視点

11 新総合計画に伴う財政計画の視点

限られた予算を効率的・効果的に活用するために，新総合計画に基づく財政計画に，
13 地区別実施計画と地域経営会議に係る予算手続等の視点



<基本的な考え方>
 ・地域経営会議は、地域経営会議の運営体制と新総合計画の策定に際して、幅広い意見を取り入れ、地域の総意を得るため、団体推薦委員と公募委員により構成し、早期の発足を目指す。
 ・地域経営戦略100人委員会は、当初地域団体等からの過去の実績を踏まえた課題抽出を行い、地域経営会議の発足が予定される10月より、課題のテーマ設定、基本目標、基本構想の検討等を行う。



Fujisawa
vision

新総合計画 「ふじさわモデル」のポイントについて

～「市民力」「地域力」を発揮した新しい時代へ～

2009年(平成21年)8月2日

新しい策定フレームの理念

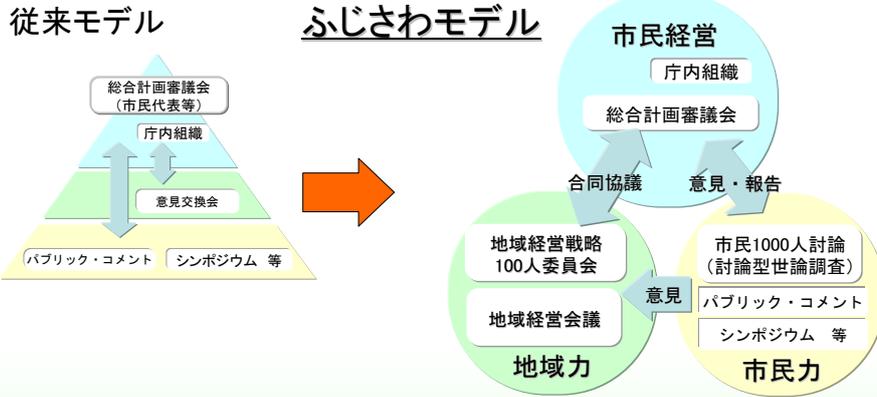
3つのCHA

経済社会情勢等の変化を **Chance** に
「市民力」「地域力」を
発揮したまちづくりに **Change**
新しい計画策定フレームに **Challenge**

市民の目線で、湘南藤沢の未来を創造していきます。



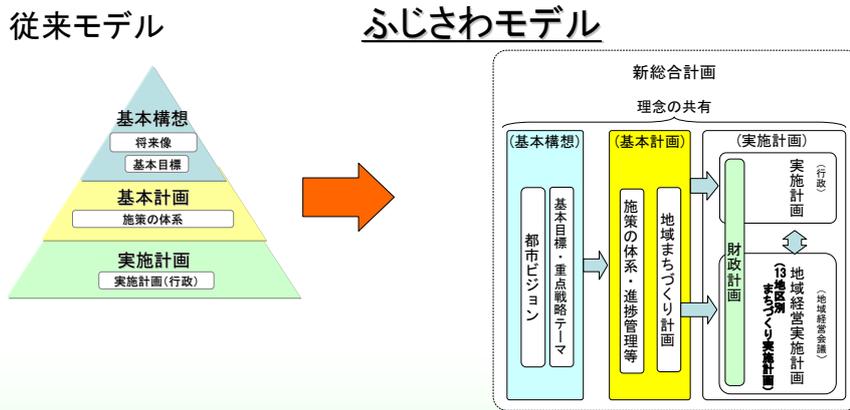
①三層構造による参画効果アップ



幅広い市民参画と市民による市民のための計画策定を実現します。



②地域主体の計画体系



計画に位置づけることで、地域まちづくりを確実なものにします。

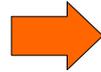


③地域完結型「藤沢モデル」のまちづくりを発信

従来モデル



画一的



ふじさわモデル



個性的

予算と権限を含めた、
 地域経営会議によるまちづくりを実践します。



Copyright © 2009 Fujisawa City Office.All rights Reserved

- 5 -



13地区ごとに、地域の特性や文化を活かした、
 個性とうるおいのあるまちづくりの展開

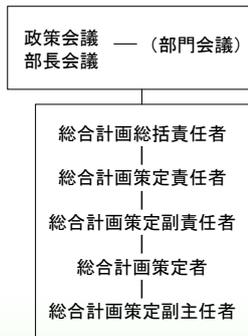


Copyright © 2009 Fujisawa City Office.All rights Reserved

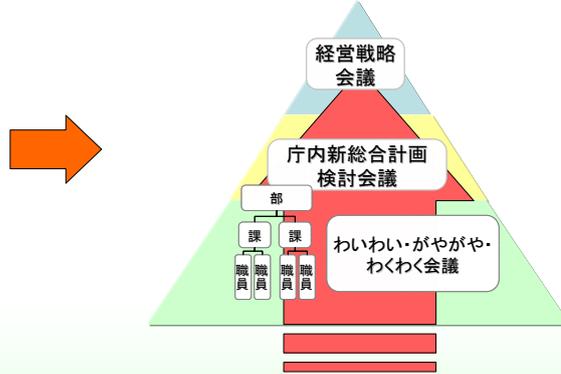
- 6 -

④職員力による計画策定

従来モデル



ふじさわモデル

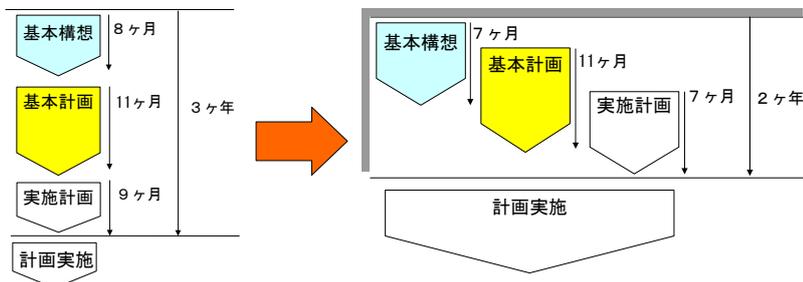


計画の「伝道者」となる若手職員からのボトムアップ型で策定します。



⑤2年で計画を策定

従来モデル



新総合計画 2011年よりスタート!

会議の質の向上, 効率的・効果的な会議手法によりスピーディに策定



議事 6

藤沢市の現況について

藤沢市の現況について

人口等

【概況】

- ◆ 本市の人口は、今後も増加傾向で推移しますが、2020年（平成32年）頃には、約417,000人でピークを迎え、その後は減少します。世帯数は増加します。
- ◆ 年少人口（0～14歳）は、2005年（平成17年）では14.1%でしたが、2035年（平成47年）には9.6%になります。
- ◆ 高齢者人口（65歳以上）は、2005年（平成17年）では16.5%でしたが、2035年（平成47年）には、32.4%になります。

【地区毎の変化】

- ◆ 13地区ごとの人口のピークや少子・高齢化の進展は異なります。
- ◆ 2035年（平成47年）の推計人口が2005年（平成17年）国勢調査値よりも減少傾向の地区は、辻堂、藤沢、善行、湘南大庭、長後、御所見の6地区、増加傾向の地区は村岡、六会、湘南台の3地区です。

【多文化共生】

- ◆ 本市に住む外国籍市民は、1990年代の急増時期から約20年を経過し、最近では南米系外国籍市民の永住者が多くなっています。
- ◆ 外国籍市民が増える中、地域での国籍や民族・文化の異なる人たちとの交流の機会が多くなり、言葉をはじめ労働・教育・医療・生活等にさまざまな課題が出てきています。

こども・子育て

【児童生徒数の推移】

- ◆ 本市の児童生徒数は、1983年度（昭和58年度）4万8,978人をピークに2000年度（平成12年度）にはピーク時の61%まで落ち込みましたが、その後微増傾向に転じ、2007年度（平成19年度）時点では3万2,055人で、ピーク時の65.4%となっています。
- ◆ 将来予測では、小学校は2009年度（平成21年度）をピークに、中学校は2014年度（平成26年度）をピークに減少する予測です。

【園児数の推移等】

- ◆ 幼稚園・保育所を合わせた市の0歳～5歳の園児数は、2008年度（平成20年度）時点では、1万1,434人と、1994年度（平成6年度）から1.3倍増加しています。
- ◆ 共働き世帯の増加や多様化する住民ニーズにより保育所ニーズはさらに高まってくると考えられます。

安全・安心

- ◆ 平成 20 年中の藤沢市内の交通事故件数・傷者数は 6 年連続の減少であり、死者数は過去最少となっております。しかし高齢者・自転車に係わる事故は増加しており、交通事故情勢としては、依然として厳しい状況にあります。
- ◆ 鵠沼地区や片瀬地区などの既存の市街地では、土地区画事業などの面的な都市基盤整備が未整備の地区が広がっています。そのため、これら地区では災害時の危険度も高くなっています。

環境

- ◆ 1906 年から 2005 年までの 100 年間で、地球の平均気温は 0.74 (0.56~0.92) °C 上昇したとされています。さらに、最近 50 年間の長期傾向 (10 年当たり 0.13 (0.10~0.16) °C) は、過去 100 年のほぼ 2 倍の速さとされます。
- ◆ 今世紀末 (2090 年~2099 年) の平均気温上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては約 1.8°C (1.1~2.9°C) ですが、今後も化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会では、約 4.0°C (2.4~6.4°C) にもなると予測されています。

産業

- ◆ 本市の事業所数は、平成 8 年をピークに減少しています。一方、従業者数は、増加基調が続いていましたが、平成 13 年調査でいったん減少、平成 18 年調査で再び増加に転じています。
- ◆ 産業別の事業所数は、「卸売・小売業」が全体の 27% を占めています。
- ◆ 地区別の事業所数は、鵠沼地区が最も多く、藤沢地区、湘南台地区、辻堂地区が続きます。この 4 地区で全体の 54% を占めています。事業所数の推移では、辻堂地区を除くすべての地区で減少しています。
- ◆ 地区別の従業者数は、藤沢地区が最も多く、次いで鵠沼地区、湘南台地区が続きます。この 3 地区で全体の 53% を占めています。従業者数の推移では、藤沢地区など 6 地区で増加している一方、明治地区など 7 地区で減少しています。

交通

- ◆ 圏央道を構成する新湘南バイパス (横浜湘南道路)、国道 1 号、国道 467 号、藤沢厚木線等の主要幹線道路などの道路ネットワーク及び鉄道 6 線による鉄道ネットワークとなっています。
- ◆ 現行計画では、隣接する寒川町での新幹線新駅の設置を見据えたいずみ野線の延伸が構想されています。
- ◆ (仮称) 綾瀬インターチェンジの事業化が進められています。

財政等

- ◆ 本市の市税収入は、平成9年以降長期にわたる景気の低迷、恒久的な現在などを反映して減収傾向が続いていましたが、税制改正や製造業を中心とした業績回復により平成16年度以降増加傾向にあります。しかし、100年に1度といわれる経済危機の影響や団塊世代の大量退職、雇用形態の変化とうから、今後の市税収入は大変厳しくなることが予測されています。
- ◆ 平成21年度の当初予算額は約1,149億円です。
- ◆ 市民一人当たり約18万4千円の市税を負担していただいています。一方、市民一人当たり約28万3千円の行政サービスを提供しています。(人口：4月1日現在の人口計算)
- ◆ 市が保有する施設の再建築費について試算すると、建設後30年経過している施設を20年間で再整備した場合、年間約60億円の負担が増加します。



藤沢市の現況について

2009年（平成21年）8月2日

Copyright © 2009 Fujisawa City Office.All rights Reserved

- 1 -



藤沢市における特徴的な変化

1. 社会動態（人口，産業，財政等）
2. 地域主体のまちづくり
3. 広域連携

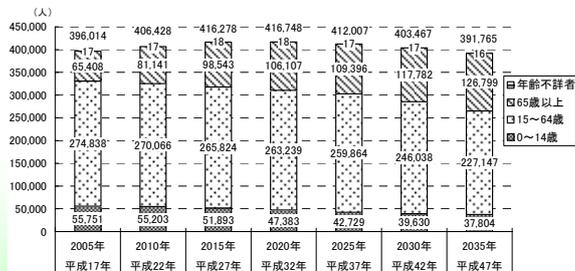
Copyright © 2009 Fujisawa City Office.All rights Reserved

- 2 -

1.社会動態

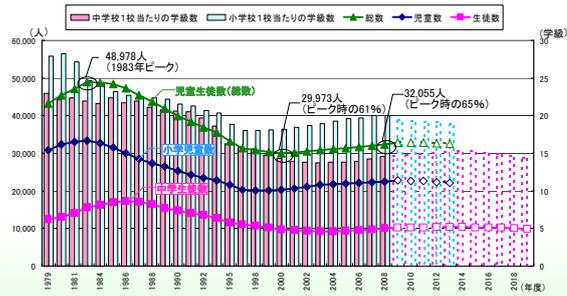
人口等

- 2020年をピークに人口減少，高齢者人口は，2020年に25.5%，高齢化が一段と進展
- 地区毎の進展度の格差が発生
- 世帯数は増加



こども・子育て

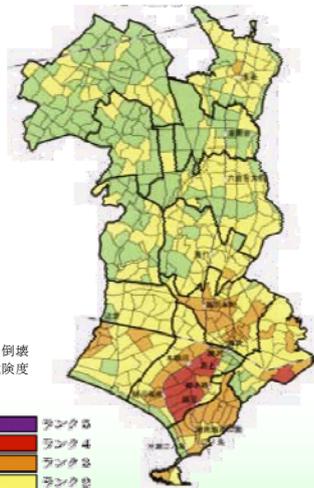
- 少子化の影響で、ここ数年で減少傾向に
- 保育所等のニーズは、今後も増加



安全・安心

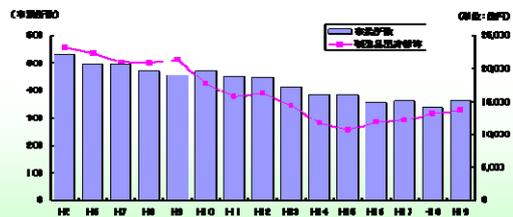
- 高齢者の事故増とまちづくり
- 既存市街地の災害危険度

■ 総合危険度
 延焼危険、避難危険、建物の倒壊危険を総合化して、地域の危険度を評価



産業

- 工業出荷額は、2兆4千億円(1992年)から1兆2千億円(2005年)へ半減, 今後も減少
- 経済不況や労働力の減
- 低成長時代からゼロ成長社会への転換

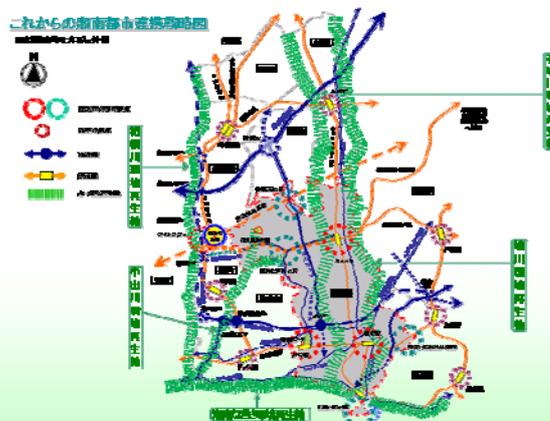


Copyright © 2009 Fujisawa City Office.All rights Reserved

- 7 -

交通

- 新たな交通ネットワークの整備

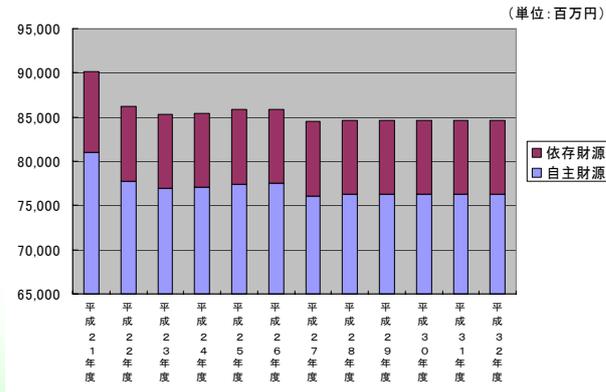


Copyright © 2009 Fujisawa City Office.All rights Reserved

- 8 -

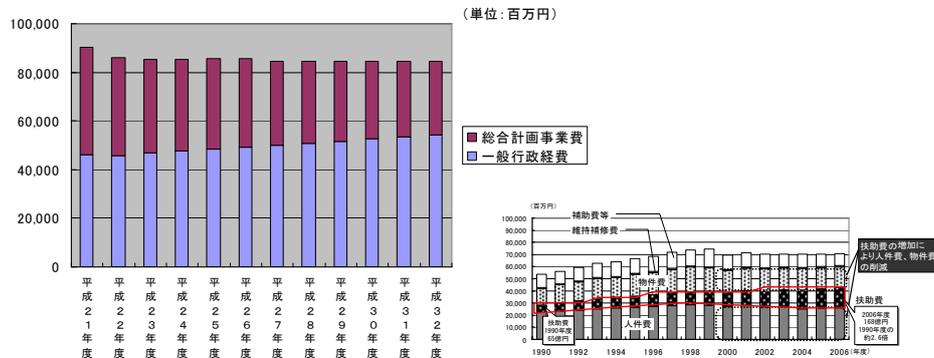
財政～歳入

- 平均で毎年度約5億円の減収



財政～歳出

- 市税の減収
- 扶助費の増加への人件費, 物件費での対応



財政～市債

- 借金時計

藤沢市の市債(借金)の残高は

2009年 7月 24日 21時 49分 9秒 現在

1640億 4513万 991円 94銭 です。

2種類の表示ができます。表示したい項目の○をクリックして選択して下さい。

- 一般会計
- 全会計 = 一般会計 + 特別会計 + 企業会計

家計の取支にたとえると
一般会計・・・生活費に使うお金
特別会計・・・教育資金など区別して使うお金
企業会計・・・生活費と切り離している商売のお金

一時間あたり 約 70万 1545円 減っていきます。

一秒あたり 約 195円 減っていきます。

借金時計のこまかい内訳は [こちら](#)
※ [解説](#)

財政～公共施設の老朽化

- 本市が保有する建物 約78.4万㎡
- 本市が保有する土地 約404.7万㎡
(学校23.3%, 公園34.3%, その他公共施設
17.7% 等)
- 築30年経過建物 約34万㎡
 - － 再整備財政負担額 約1,188億円
 - － 20年間で再整備した場合の負担は年間約60億円

2.地域主体のまちづくり

地域主体のまちづくり

- 地域内分権の推進(予算と権限の委譲)
- 地域経営会議を中心とした地域の特性を活かした地域主体のまちづくりの推進

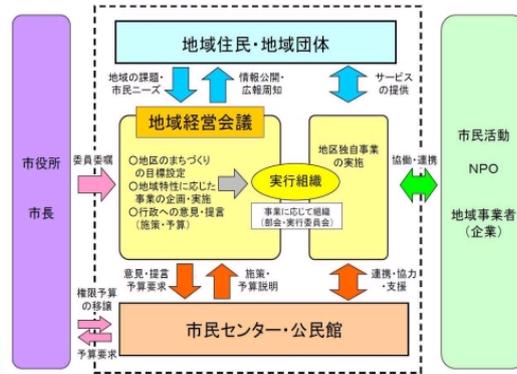
従来モデル



ふじさわモデル



地域経営会議の仕組み



3.広域連携

議事 7

今後の予定について

今後の予定について

今後の会議開催等については、次のとおり予定しております。

日程につきまして、よろしくご配慮くださいますようお願いいたします。

1 日程

- ・ 第2回会議 9月 5日（土） 午前
- ・ 第3回会議 10月 3日（土） 午前
- ・ 第4回会議 11月14日（土） 午後
 ※地域経営戦略100人委員会との合同協議を同日開催予定
- ・ 第5回会議 12月19日（土） 午後
 ※地域経営戦略100人委員会との合同協議を同日開催予定
- ・ 第6回会議 1月24日（日） 午前
- ・ 第7回会議 2月 6日（土） 午前

2 会場

原則として藤沢市役所内

3 その他

第1回地域経営戦略100人委員会は、8月22日（土）午後2時より、市役所新館7階第7会議室にて開催予定

参考

藤沢市総合計画審議会規則
(昭和41年藤沢市規則第6号)

藤沢市総合計画審議会規則

昭和41年4月1日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例（昭和33年藤沢市条例第3号）第3条の規定に基づき、藤沢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(答申)

第2条 審議会は、市長の諮問に基づくこの市の総合計画についての審議が終了したときは、文書をもって市長に答申するものとする。

2 審議会は、前項の答申をするに当たっては、市長が別に設置する藤沢市地域経営戦略100人委員会（以下「100人委員会」という。）からの意見及び提案を踏まえ、100人委員会との合同協議を行うものとする。

3 審議会は、第1項の答申をするに当たっては、市長が別に設置する藤沢市市民1000人討論の意見を参考とするものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、30人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が総合計画の策定に当たり必要と認めた者

2 市長は、前項の規定により委嘱した委員のうちから10人を超えない範囲内の委員を100人委員会の会議の進行並びに意見及び提案の取りまとめに係る事務をつかさどるコーディネーターとして任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第6条 審議会は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

(議事)

第7条 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第9条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(専門部会)

第10条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会に専門的事項を審議させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌握し、部会の審議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。

(報酬等)

第11条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭

和37年藤沢市条例第36号)の定めるところによる。

(書記)

第12条 審議会に書記を置き、総合計画に係る事務を所管する課等の職員をもつて充てる。

2 書記は、会長の指揮を受けて、審議会の庶務を処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和44年規則第8号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和44年7月16日から施行する。

付 則 (昭和45年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年7月17日から適用する。

付 則 (昭和48年規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和52年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和55年規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年7月11日から施行する。

付 則 (昭和59年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和59年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和63年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 7 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 1 年規則第 2 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。